

第2回チャレンジ・ドレツサーージュ大会 2024

実施要項

主催:公益社団法人 日本馬術連盟 運営:馬場馬術本部実行委員会
特別協賛:ENEOS株式会社

2024/4/3 更新

1. 期日 2024年6月29日(土)～30日(日)

2. 会場 JRA 馬事公苑
※すべてにおいて JRA 馬事公苑施設の利用心得を遵守すること

3. 競技種目および実施課目

【6月29日(土)】

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 第1競技 | オープン競技①(20×60 JEF 課目 第3課目～第5課目まで選択) |
| 第2競技 | オープン競技②(20×40 JEF 課目 第1課目～第2課目まで選択) |
| 第3競技 | JEF 馬場馬術競技第1課目 |
| 第4競技 | JEF 馬場馬術競技第2課目 A |
| 第5競技 | JEF 馬場馬術競技第2課目 B |
| 第6競技 | JEF 馬場馬術競技第2課目 C |
| 第7競技 | JEF 馬場馬術競技第3課目 A |
| 第8競技 | アマチュア競技(第3課目 A・第4課目 A・第5課目 A) |

※第1、2競技はその日の最初に設定する予定です。

【6月30日(日)】

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第9競技 | オープン競技①(20×60 JEF 課目 第3課目～第5課目まで選択) |
| 第10競技 | オープン競技②(20×40 JEF 課目 第1課目～第2課目まで選択) |
| 第11競技 | JEF 馬場馬術競技第1課目 |
| 第12競技 | JEF 馬場馬術競技第2課目 A |
| 第13競技 | JEF 馬場馬術競技第2課目 B |
| 第14競技 | JEF 馬場馬術競技第2課目 C |
| 第15競技 | JEF 馬場馬術競技第3課目 A |
| 第16競技 | アマチュア競技(第3課目 B・第4課目 B・第5課目 B) |

※第9、10競技はその日の最初に設定する予定です。

4. 出場順

- 各競技の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- その上で、競技を複数の馬場で同時進行するため、出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

1) 選手は、参加申し込み時において日本馬術連盟(日馬連)の個人会員または、以下の5団体に加盟している団体のいずれかに所属していること。

全日本学生馬術連盟(学馬連)

全日本高等学校馬術連盟(高馬連)

日本乗馬少年団連盟(少年団)

日本社会人団体馬術連盟(社馬連)

全国乗馬倶楽部振興協会(全乗協)

尚、第8、16競技は日馬連の個人会員であることを必須とする。

2) 第1、2、8、9、10、16競技以外は、2013年度以降の日馬連主催の全日本大会に出場経験が無い者とする。

3) 第8、16競技は所属乗馬クラブがアマチュアと認めた者のみ出場可とする。
(上記5-2)の全日本大会出場者も可とする。

4) 実施競技毎に必要な騎乗資格関連は下記とする。

| 競技番号 | 日馬連 | 学馬連 | 高馬連 | 少年団 | 社馬連 | 全乗協 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1~5、 9~13 | 所属団体承認 | 所属団体承認 | 所属団体承認 | 所属団体承認 | 所属団体承認 | 所属団体承認 |
| 第6、14 | C級以上 | SA級 | HB級 | 中級 | B級以上 | 馬場2級以上 |
| 第7、15 | B級以上 | SA級 | HB級 | 中級 | B級以上 | 馬場1級 |
| 第8、16 | B級以上 | --- | --- | --- | --- | --- |

5) 馬匹は、参加申し込み時において13.防疫要件を満たした馬であること。

また、日馬連登録馬でなくても参加は可能であるが、所属団体が安全性・技術面で出場を認めた馬であること。

6) 上記を満たした中で、各選手が所属している1)の団体名を所属の名称として使用できる。(例 全日本学生馬術連盟に加盟している大学名を所属名称として使用)

7) 所属団体が安全性・技術面で出場を認めた選手であること。

6. 参加条件

1) 実施要項の内容を確認の上、同意した団体のみが参加を申し込むことができる。

2) 選手は下記の内容で他競技に申し込みをすることが出来る。

第1、2、9、10競技.....他競技との重複制限なし

第7、15競技.....第1、2、9、10競技以外は出場不可

第3、4、5、6、11、12、13、14競技.....第7、8、15、16競技は出場不可

第8、16競技.....第1、2、9、10競技以外は出場不可

3) 同一競技への出場は1選手2頭を限度とする。

4) 同一人馬は1競技1回限りとする。

5) 異なる競技での同一馬の出場は可能である。但し、合計で1頭1日4鞍までを限度とする。

11. 参加馬の入厩および退厩

- 1) 滞在できる期間は、2024年6月28日(金)～6月30日(日)とする。
- 2) 入厩日は、6月28日(金)とする(時間等は別途案内)。申込時に到着予定時刻を申告すること。入厩当日の準備運動馬場開放時間は別途案内。
- 3) 尚、6月28日(金)より前からの入厩は出来ない。
- 4) 競技開催中は、馬運車の移動はJRA馬事公苑のルールに沿って運用を行う。
- 5) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。
(入退厩手続きについては、決定次第発表する)
- 6) 参加馬は、主催者から提供された馬番号を、競技会期を通じて装着しなければならない。

12. 馬糧・敷料

- 1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際はすべて持ち帰ること。
- 2) 敷料は、JRA馬事公苑指定の木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

13. 馬の防疫

- 1) 令和6年度の「公益社団法人日本馬術連盟 馬インフルエンザ予防接種実施要領」
または「JRA馬事公苑入厩要件」**どちらかを**満たした接種証明が掲載された馬の健康手帳を携行すること。
- 2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- 3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- 4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3ヵ月)の馬匹は出場できない。
- 5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

14. ホースインスペクション

本大会では、ホースインスペクションは実施しない。

15. ドーピング検査

- 1) 本大会に参加する全ての人馬を対象として、規程に則りドーピング検査を行う予定である。
- 2) 馬匹の管理責任者は、競技会での馬匹の騎乗者(競技者)とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

16. 褒章

- 1) 第 3～8、11～16 競技は表彰を行う。
- 2) 第 1、2、9、10 競技は表彰を行わない。
- 3) 褒章は上位 1/4 までを入賞とし、馬リボンを贈り、第 1 位～第 3 位の選手に賞状を贈る。ただし、出場人馬が 20 組以下の場合、6 位までを入賞とする。
尚、第 8、16 競技は課目毎に表彰を行う。

17. その他

- 1) 場内で競技に差し障りのない場所を選定し、報道関係者等による写真・ビデオ撮影を行う。
- 2) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に誤りが発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- 3) 選手は、健康保険証(またはそれに代わるもの)、乗馬登録証(JEF 登録馬)および馬の健康手帳を持参すること。
- 4) 選手は、何らかの傷害保険に加入していること。
- 5) 事故のないように十分注意すること。万が一の場合、応急措置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- 6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- 7) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- 8) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- 9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- 10) 競技会場・主催者が定める遵守事項を遵守すること。
- 11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。厩舎地区は全面駐車禁止とし、車両は定められた駐車場を利用すること。
- 12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- 13) 主催者からの情報発信は、基本、日本馬術連盟ウェブサイト・大会専用ウェブサイトのみとする。

令和6年4月1日改正

公益社団法人日本馬術連盟（以下、JEF）は、JEF 登録馬に対する馬インフルエンザ予防接種実施要領を以下のとおり定める。なお、本要領は JEF 公認馬術競技会と併催する非認定種目に出場する馬匹についても適用する。

1. 馬インフルエンザ予防接種

(1) JEF 競技会に参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・60 日以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 6 ヶ月+21 日以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

【経過措置】

- 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬について
 - 2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 ヶ月以内であれば可とする。
 - 基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
 - 2024 年 1 月 1 日以前に基礎接種を完了している馬について
 - 2 回の基礎接種の間隔は、21 日以上・2 ヶ月以内であれば可とする。
 - 基礎接種の後の最初の補強接種は 7 ヶ月以内であれば可とする。
 - その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。
- (2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種または基礎接種（2 回目）を受けていなければならない。
- (3) 競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
- (4) 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が下記例文の文言を用いて輸入前の接種歴を証明し、接種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。

《例文》

本馬は JEF 要領に則って馬インフルエンザ予防接種を適正に受けており、最新の接種日が●年●月●日であることを証明します。

●年●月●日 獣医師署名

2. 馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置

馬インフルエンザ予防接種不備のうち以下に該当する場合、以下に定める反則金を JEF に納めることによって入厩許可を得ることができるものとする。なお、反則金の支払いをもって接種不備が解消されることはなく、競技会終了後、本実施要領に則った接種を行わなければならない。下記項目に該当しない接種不備馬の入厩は認められない。

- 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 2 週間以上であって 21 日未満：1 万円
- 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 60 日を超え 3 ヶ月未満：1 万円
- 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 1 週間以内：1 万円
- 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 2 週間以内：2 万円
- 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 4 週間以内：3 万円

3. その他

競技会実施要項に定められた防疫要領を遵守すること。

※ 馬伝染性貧血検査に係る要件は平成 30 年 4 月 1 日に削除。

※ 日本脳炎予防接種に係る要件は令和 2 年 4 月 1 日に削除。

平成 20 年 4 月 1 日施行

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 23 日改正

平成 24 年 3 月 2 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 1 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

馬事公苑入厩条件

馬事公苑診療所
2023年11月10日改定

馬事公苑へ入厩する際は、当苑内での馬の伝染病の発生を予防し馬の健康を守るため、以下の条件を満たしてください。また、貴施設で繋養するすべての馬に対し、軽種馬防疫協議会のワクチンプログラムに則ったワクチン接種を推奨します。

馬事公苑入厩条件

馬インフルエンザ予防接種を下記の通り実施していること。

新入厩馬(馬事公苑に初めて入厩する馬)

- 1) 基礎免疫として2週間から2ヶ月以内の間隔で2回接種が実施されていること。
- 2) 基礎免疫完了後4週間以上7ヶ月以内に補強接種(初回補強接種)が実施されていること。

その後すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。

*7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい

- 3) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、初回補強接種が適切に実施されていない馬、又は補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

再入厩馬(新入厩馬以外の馬)

- 1) 前回の入厩以降、すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。

*7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい

- 2) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

※ただし、馬術競技会等で一時的に入厩する馬については、国内に馬インフルエンザ発生がない状況、かつ『日本馬術連盟馬インフルエンザ予防接種実施要領』を満たしている場合は入厩可能とする(馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置は適用しない)。

以上